

# 大分県報

令和元年  
第一七号  
七月二日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……………一  
道路区域の変更（二件）……………二  
道路の供用開始……………三  
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………三  
選挙管理委員会告示……………三  
衆議院議員、参議院（選挙区選出）議員、大分県知事及び大分県議会議員選挙執行規程の一部改正……………四

### ○告示

大分県告示第九十二号  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。  
令和元年七月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ春日浦  
大分市王子北町五―九
- 届出者の氏名又は名称及び住所  
大和リース株式会社  
代表取締役 森 田 俊 作

令和元年七月二日

#### 3 変更した事項

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社トキハイндダストリー

代表取締役社長 佐藤 裕 士

大分市明野東一丁目一番一号

外九者

変更後 株式会社トキハイндダストリー

代表取締役社長 吉 弘 晃

大分市明野東一丁目一番一号

外六者

#### 4 変更の年月日

平成二十六年五月十五日外

#### 二 届出年月日

令和元年五月二十八日

#### 三 関係書類の縦覧

##### 1 縦覧期間

令和元年七月二日から同年十一月五日まで

##### 2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

##### 四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和元年十一月五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

#### 大分県告示第九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項に

大分県報（告示）

において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。  
令和元年七月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ春日浦

大分市王子北町五―九

2 届出者の氏名又は名称及び住所  
大和リース株式会社

代表取締役 森 田 俊 作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社マツモトキヨシ九州販売 閉店時刻 午前十時

変更後 株式会社マツモトキヨシ九州販売 閉店時刻 午後十時

閉店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

4 変更する年月日

令和元年六月一日

二 届出年月日

令和元年五月二十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年七月二日から同年十一月五日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和元年十一月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年七月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和元年七月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延 長
		前	後		
県道小挾間大分線	大分市大字賀来字御坊迫二〇六六番地先まで	前	後	メートル 九・六 六・五	メートル 一一〇・五
		一〇・九 四・〇	二八・八 六・四		
一般国道四四二号	大分市大字今市字内ヶ畑二二三六番地先から大分市大字今市字内ヶ畑二〇〇番三まで	前	後	メートル 二四・一 一〇・五	メートル 四七・六
		二二・六 四・九	二二・六 四・九		
県道湛水挾	由布市挾間町筒口字長田三〇一番一 地先から	前	後	メートル 四三・〇 四・六	メートル 五七〇・〇
四三・〇 四・六	四三・〇 四・六	五七〇・〇			

間線	由布市挾間町筒口字新界二〇七番二 まで	後	五六・九 八・四	五七〇・〇
----	------------------------	---	-------------	-------

**大分県告示第九十五号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和元年七月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和元年七月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延 長	備考
		前	後			
		A	A			
		メートル 六一・五 七・〇	メートル 六一・五 七・〇			
一般国道一 九七号	大分市大字志生木字浜辺 三一四二番五地先から 大分市大字大平字古幸谷 二ノ九五九番まで					

**大分県告示第九十六号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和元年七月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和元年七月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一般国道四四二号	大分市大字今市字内ヶ畑二三六番地先から 大分市大字今市字内ヶ畑二〇〇番三まで	令和元年七月二日
----------	---	----------

**大分県告示第九十七号**  
 大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。  
 なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和元年七月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大分港の(二)概要の西大分地区の表中

七十六	野積場	二五四・二五七平方メ ートル		
-----	-----	-------------------	--	--

七十六	野積場	二五四・二五七平方メ ートル		
A一〇一	航路	三〇・〇〇メートル	水深七・五 メートル	
A一〇二	泊地	四、〇四〇・〇〇平方 メートル	水深五・五 メートル	
A一〇三	泊地	二八、五一〇・〇〇平 方メートル	水深六・〇 メートル	
A一〇四	泊地	一八八、八一〇・〇〇 平方メートル	水深七・五 メートル	
A一〇五	泊地	七、五七〇・〇〇平方 メートル	水深四・五 メートル	
A一〇六	泊地	九〇、九六〇・〇〇平 方メートル	水深五・五 メートル	

附 則

を

に改める。

令和元年七月二日

大分県報（告示）

この告示は、公示の日から施行する。

## ○選挙管理委員会告示

### 大分県選挙管理委員会告示第十四号

衆議院議員、参議院（選挙区選出）議員、大分県知事及び大分県議会議員選挙執行規程（昭和三十年大分県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和元年七月二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第三十八条第一項中「に記載した同一掲載文二通」を「（本委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録した掲載文」に、「同一の写真を二枚」を「写真（電磁的記録を含む。以下同じ。）を」に改める。

第三十八条の二第二項中「大分県知事選挙」の下に「又は大分県議会議員選挙」を加え、「同一の写真を二枚」を「写真を」に改める。

第三十九条第一項中「手札型以内の長方形とする」を「第三十八条第一項の規定による選挙公報掲載申請書に添付した写真を使用する」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「手札型のものとし」を「ものとし、電磁的記録により提出する場合を除き」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十条第一項中「黒色の色素により記載しなければならず、前条の規定による候補者の写真を除き、色の濃淡があつては」を「無彩色で記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第二項中「を記載しなければならない」を「年齢及び所属する政党その他の政治団体以外は記載することができない」に改め、同条第三項中「及びふりがな（公職の候補者の氏名（通称）に付するものに限る。）」を削る。

第四十一条第一項中「記載した掲載文」を「記載又は記録した掲載文」に、「掲載文の記載」を「掲載文の記載又は記録」に改める。

第四十二条第一項中「修正しなおした掲載文二通」を「記載し直し、又は記録し直した掲載文」に改める。

第四十五条中「黒色で」を削る。  
第十八号様式を次のように改める。



第十八号様式（第三十八条関係）

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第六十八条第一項（大分県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第三条第一項）の規定により、選挙公報の掲載を受けたので、左記のとおり申請します。

年 月 日

何選挙（第何区）候補者 氏 名 ㊦

大分県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

記

- 一 掲載文 別添のとおり
- 一 連絡責任者の氏名及び電話番号
- 一 候補者の写真

備考

- 一 掲載文は、書面により提出する場合、同一のものを二通添えること。
  - 二 候補者の写真は、電磁的記録により提出する場合を除き、同一のものを二枚添付すること。
- 第十八号様式の二の備考中「㊦」を削る。  
第十九号様式を次のように改める。

令和元年七月二日

大分県報（選管委告示）

五

第十九号様式（第四十二条関係）

選挙公報撤回申請書

年 月 日 提出した選挙公報の掲載の申請を撤回したいので申請します。

年 月 日

何選挙（第何区）候補者 氏 名 ⑩

大分県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

第二十号様式を次のように改める。

第二十号様式（第四十二条関係）

選挙公報修正申請書

年 月 日 提出した選挙公報の掲載の申請を修正したいので、左記のとおり申請します。

年 月 日

何選挙（第何区） 候補者 氏 名 印

大分県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

記

一 掲載文 別添のとおり

一 連絡責任者の氏名及び電話番号

一 候補者の写真

備考

一 掲載文は、書面により提出する場合、同一のものを二通添えること。

二 候補者の写真は、電磁的記録により提出する場合を除き、同一のものを二枚添付すること。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

令和元年七月二日

大分県報（選管委告示）